一般競争入札を行いますので，京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき，次のとおり公告します。

平成18年10月18日

京都市長　桝　本　頼　兼

1　入札に付する事項

(1) 賃借件名及び数量

区役所・支所の構内電話設備の賃借

(2) 賃借案件の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(3) 賃借期間

平成19年3月17日から平成25年2月28日まで

(4) 納入場所

仕様書のとおり

2　入札参加資格に関する事項

京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で平成17年12月7日付け京都市告示第426号に定める資格を有する者であると認められた者のいずれかであって，次に掲げる条件を全て満たす者

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から競争入札参加資格の確認までの期間に，京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者

(2) 平成13年度以降に，4拠点以上のIPネットワークを活用した電話設備（セント

レックス方式又はIP-PBX方式）の納入実績がある者

(3) 次の要件を全て満たす者，又は次の要件を全て満たす者に機器設置工事を行わせることができる者

ア　平成13年度以後に，4拠点以上のIPネットワークを利用した電話交換システムを設置した実績がある者

イ　平成13年度以降に，内線数500回線以上の電話交換システムを設置した実績がある者

(4) 次の要件を全て満たす者，又は次の要件を全て満たす者に保守管理業務を継続して行わせることができる者

ア　平成13年度以降に，4拠点以上のIPネットワークを利用した電話交換システムの保守管理業務の請負実績が1年以上ある者

イ　平成13年度以降に，内線500回線以上の電話交換システムの保守管理業務の請負実績が1年以上ある者

3　入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法並びに同説明書等に対する質問期限及び回答期限

(1) 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

公告の日から平成18年11月1日午後5時まで，次の場所において無償で交付する。ただし，京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお，交付を行う時間は，午前9時から午後5時まで（ただし，正午から午後1時までを除く。）とする。

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎1階

京都市理財局財務部調度課

電話　075-222-3315

(2) 入札説明書等に対する質問期限及び回答期限

ア　入札説明書等に対して質問しようとする者は，市長に対し，質問事項，住所，商号及び氏名（法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者氏名，届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合は，受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載，押印した書面を，平成18年11月1日午後5時までに，持参により京都市理財局財務部調度課まで，提出しなければならない。

なお，書面の受付時間は，休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし，正午から午後1時までを除く。）とする。

質問期限締切後，入札説明書等に対する質問は，一切受け付けない。

イ　市長は，アにより質問を受けたときは，平成18年11月13日までに，質問に対する回答書を，京都市理財局財務部調度課において閲覧できるようにする。

4　現地見学会及び入札説明会の日時及び場所

(1) 現地見学会

平成18年10月25日　午後5時15分　北区役所

中京区役所

(2) 入札説明会

平成18年10月25日　午後8時　中京区役所4階第1・2会議室

5　競争入札参加資格確認の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は，次に掲げる書類を提出し，審査を受けなければならない。

なお，指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は，本件入札に参加することができない。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　添付書類

２(2)，(3)及び(4)に掲げる条件に係る証明書

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出方法

入札に参加しようとする者は，下記ウの場所に下記アの期間内に，５(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

なお，郵送する場合は書留郵便とし，下記アの期間内に必着させること。

ア　提出期間

公告の日から平成18年11月1日午後5時まで。ただし，休日を除く。

イ　提出時間

午前9時から午後5時まで。ただし，正午から午後1時までを除く。

ウ　提出場所

３(1)の場所へ提出すること。

(3) 競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の受領後，競争入札参加資格の確認を行い，その結果は平成18年11月13日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお，当該資格がないと認めた者に対しては，その理由を付して通知する。

(4) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア　競争入札参加資格がないと認められた者は，市長に対し，書面により，競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

書面は平成18年11月17日午後5時までに，３(1)の場所へ持参により提出しなければならない。

なお，書面の受付時間は，休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし，

正午から午後1時までを除く。）とする。

イ　市長は，アによる説明を求められたときは，平成18年11月22日までに，説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 競争入札参加資格確認の取消し

市長は，競争入札参加資格があると認めた者が，次の各号のいずれかに該当することとなったときは，５(3)による通知を取り消し，改めてその旨を通知するものとする。

ア　落札決定の日時までに，規則第2条に基づき告示し，又は要綱第14条の規定により定めた２の入札参加者の資格を喪失したとき。

イ　落札決定の日時までに，要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。

ウ　ア及びイに掲げるもののほか，本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ　その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

６　入札執行の日時及び場所

平成18年11月27日　午後3時00分

京都市理財局財務部調度課入札室

なお，入札書を郵送する場合は，書留郵便とし，平成18年11月24日午後5時までに上記３(1)の場所に必着させること。

７　入札方法

落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，１(3)の賃借期間に係る総額と

して見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8　禁止事項

(1) 次に掲げる事項を禁止する。

ア　落札者は，この入札に参加した他の者（以下「非落札者」という。）から，履行しようとする契約の内容の主要な部分（物件の購入若しくは借入れ，又は製造の請負の場合にあっては，対象物件の主な機能又は性能を司る部分又は数量若しくは契約価格において対象物件の２分の１を超える部分を，委託の場合にあっては，契約の目的及び内容に応じ，履行しようする業務の中心となる業務，又は量若しくは契約価格において履行しようとする業務の２分の１を超える部分をいう。以下「主要部分」という。）を調達（落札者の商標を付して製作された物品の調達を除く。以下本条において同じ。）してはならない。落札者が，他の者を経由して非落札者から主要部分を調達する場合も同様とする。

イ　非落札者は，落札者に対して，主要部分を提供（落札者の商標を付して製作した物品の供給を除く。以下本条において同じ。）してはならない。非落札者が，他の者を経由して落札者に主要部分を提供する場合も同様とする。

(2) 落札者が履行しようとする契約の内容が，２以上の主要部分に分割できる場合において，落札者が，非落札者から調達しようとする主要部分以外の主要部分について，入札者以外の者から調達するとき，又は自ら提供するときは，前号の規定は適用しない。

9　落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10　入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか，虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は，無効とする。

11　その他

(1) 本契約は，京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり，京都市は，翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は，この契約を解除することができる。

(2) 前項の規定により，京都市がこの契約を解除した場合において，この契約の賃貸借の対象となった物件に係る契約者の取得費用及び付随費用の合計額が，既に京都市が契約者に対して支払った当該賃借料を上回っていても，契約者は，その差額を京都市に請求することはできない。

(3) 契約者は，前項に定めるもののほか，京都市がこの契約を更新しなかったために生じた損害の賠償について，京都市に請求することはできない。

(4) この調達は，政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(5) 手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 入札保証金及び契約保証金　免除

(7) 契約書作成の要否　要

(8) 詳細は，入札説明書による。

(9) 本公告に関する問合わせ先　3(1)の交付場所に同じ。

12　Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rent:

The lease of telephone facility to Kyoto Ward Office

(:including maintenance)

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant document for the qualification: 5:00p.m. 1 November,2006

(3) Time-limit of tenders:

3:00p.m. 27 November,2006

(4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division,

Finance Bureau, City of Kyoto

Teramachi-Oike,Nakagyo-ku,Kyoto 604-8571,Japan

Phone 075-222-3315

(理財局財務部調度課)